



©2010熊本県くまモン

フィルタリングと 家庭のルールで 子供を守りましょう



全国や県内でも、SNSに関連した事件は後を絶ちません。
フィルタリングによる有害情報の閲覧制限と、家庭のルールを作って
しっかり守ることで、被害を未然に防ぎましょう。

SNSに起因する事犯の被害少年数（全国）

※ 各年（1月～12月）ごとの推移

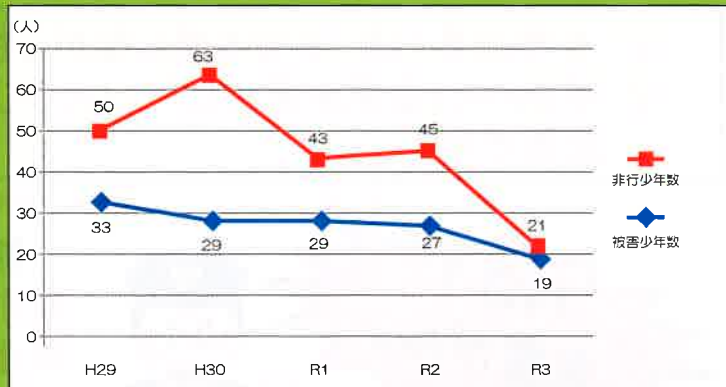


SNS等に起因する福祉犯の被害少年と インターネット利用の非行少年数（熊本県）

※ 各年（1月～12月）ごとの推移

※ 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

※ 統計数値については、県外居住の少年を含む。



※ 引用元 熊本県警察ホームページ

携帯電話販売店等は、契約者や使用者が少年の場合、フィルタリングサービスの必要性や内容を説明し、契約する携帯電話等にフィルタリングを設定することが義務付けられています。

フィルタリングは、携帯電話契約時に店頭で設定可能です。



子供が携帯電話やゲーム等を利用するのに関し、利用時間を管理したり位置情報を確認できる**ペアレンタルコントロール機能**も活用しましょう！

家庭でのルール作りの一例

- 知らない人とやり取りをしない
 - ネットで知り合った人と会わない
 - 午後〇時以降は使わない
 - 会員登録や課金は保護者に相談する
 - 個人情報を書き込まない
 - 人の悪口を書き込まない
 - 恥ずかしい写真を撮らない、送らない、送らせない
- 等

～ルールは家庭で話し合って作り、守れているかも確認しましょう～

有害情報から子供を守るのは保護者の義務です！

熊本県警察との「少年のフィルタリング普及等に関する協定書」に基づく調査結果

令和3年度中に、熊本県警察から報告のあったSNSに起因して少年の福祉を害する犯罪の被害少年は**23人**で、うち、**20人**はフィルタリングをしていませんでした。

以下は、フィルタリングをしていなかった少年からの聞き取り結果です。

Q. SNSで知らない人と知り合うことに不安はありませんでしたか

A. 少し不安…16人、不安…1人、不安はなかった…3人

Q. SNSで犯人と知り合ったきっかけは何ですか

A. 自分のアカウント等をインターネット上に公開したところ、犯人等から連絡がきた…15人 等

Q. なぜ、犯人と連絡をとったのですか

A. 話を聞いてくれるため…12人、異性への好奇心…5人 等

Q. フィルタリングをしない代わりに保護者とのルールはありますか

A. 信用されているのでルールはない…11人 等



- ✓ 少年の多くは、不安を感じながらも犯人と知り合い被害に遭っています。
- ✓ 子供への信用を理由に「フィルタリングをしない、ルールを作らない」は危険です！



熊本県少年保護育成条例では、**少年に児童ポルノ等の自撮り画像を要求する行為を禁止しています。**

違反した場合は、**30万円以下の罰金**が科せられます。

条例で禁止される行為

- 少年に拒まれたにもかかわらず、少年自身の児童ポルノの提供を求めること
- 少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させる方法により、少年自身の児童ポルノの提供を求めること
- 少年に対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、少年自身の児童ポルノの提供を求めること

熊本県警察のYouTubeをご紹介します！

SNSに起因する子供の非行や被害防止を目的とした広報啓発用動画「ゆっぴーと学ぼう！！ あんしんネットスクール」が制作されていますので、ご覧になり家庭や学校でお役立てください。

(熊本県警察ホームページ)

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/60156.html>



QRコードからも
検索することができます。

熊本県少年保護育成条例のお問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294